令和２年度　第１回大阪府青少年健全育成審議会第２部会　議事概要

■日　時　　令和２年９月 30 日（水）18 時 15 分～19 時

■場　所　　大阪府男女共同参画・青少年センター４階　中会議室２

■出席者　　石橋委員、辻元委員、橋本委員、八山委員（部会長）、茂木委員、（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、令和２年度第１回大阪府青少年健全育成審議会第２部会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、宮前青少年・地域安全室青少年課長から一言ご挨拶申しあげます。

青少年課長　　大阪府青少年健全育成審議会第２部会の開会にあたりまして一言ご挨拶をお願い申し上げます。本日はお忙しい中、また遅い時間からの開催にも関わらずお時間を割いていただき厚く御礼申し上げます。

本日は１点目に、クロスボウを有害な玩具刃物類に指定することについて、２点目に、既に指定しております有害な玩具刃物類に関するエネルギーの表記について、以上の２点についてご審議いただきたいと存じます。

１点目のクロスボウにつきましては、ご相談させていただきご意見を賜ってから、ようやく諮問に至りました。審議会においては、知事からの諮問を受けまして、この第２部会においてご審議いただき、その審議結果をもって審議会から知事に答申いただくということになります。

２点目のエネルギーの表記変更につきましては、既に指定している有害な玩具刃物類の機能に記載しておりますエネルギーの単位について、国際的に合意された国際単位系のJ/㎠（ジュール毎平方センチメートル）に変更するものでございます。

本日の議題は以上２点を予定しております。非常に限られた時間ですが、ご審議いただき、ご意見ご助言賜りますようお願い申し上げます。

なお、開催にあたりまして、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、いわゆる三密の回避、WEB会議の活用、マスク着用などをお願いしております。何かとご不便おかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。とりわけ、本日、石橋委員と茂木委員のお二方につきましては、WEB経由でご審議いただきますが、なにぶん不慣れなところもありご不便をおかけすると思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、会議の開会にあたりまして、私からのご挨拶とお願いでございます。それではご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局　　次に、本日の会議の出欠状況につきましては、こちらの会場のほか、WEB回線を通じて２名の委員に出席いただいています。会場には、八山部会長、辻元委員、橋本委員。またWEBで石橋委員、茂木委員に出席いただいています。従いまして、委員５名中、５名全員に出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の配布資料については、次第、委員名簿、配席表、大阪府青少年健全育成条例冊子（大人の責任）、資料１～資料３、参考資料１、２をお配りさせていただいております。資料の不足はございませんか。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、八山部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　本日は、皆様方のご協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。それでは早速、議事を進めてまいりたいと思います。まずは、「クロスボウの有害な玩具刃物類の指定について」です。資料の説明を事務局からお願いします。

事務局　　**資料１「クロスボウ（ボウガン）の指定について」、資料２－１「諮問書」、資料２－２「答申案」、参考資料１「都道府県におけるクロスボウ（ボウガン）の有害な玩具等指定状況」を説明**

部会長　　　　それでは、「クロスボウ」の有害な玩具刃物類指定について、ご意見をいただきたいと思います。併せて、先ほどの事務局の説明に対するご質問がありましたらお願いします。

委　員　　　　７月３１日に開催された青少年健全育成審議会でも事務局からご説明いただき、第２部会の他の委員とも意見交換させていただき、指定すべきと考えています。本日改めて事務局から説明をいただきましたが、答申案についても、品名、構造、機能の表記を含めて異議ございません。

委　員　　　　むしろ指定するのが遅いと思います。兵庫県は、県内でクロスボウを用いた事件が発生したことから、すぐに有害玩具として指定されていました。大阪府でも指定すべきと考えます。

委　員　　　　指定して結構だと思います。

委　員　　　　私も当然指定するべきと考えます。クロスボウは玩具というより武器であります。兵庫県の事件が起こって以降、模倣犯といいますか、類似の事件が立て続けに起こっています。大阪府でも兵庫県のように範囲を広げて指定するべきと考えますが、まずは青少年健全育成条例で限られた範囲の中だけでも、ぜひとも有害玩具に指定すべきです。

部会長　　　　皆様方の意見をお伺いしましたが、私も皆様と同じく、指定すべきと考えています。委員から「武器」という言葉が出てきましたが、これほどの殺傷能力を有するものを今まで指定していなかったのが驚きであります。青少年に持たせないということは犯罪の抑止になると思います。

それでは、皆様のご意見を伺いましたが、クロスボウについて有害な玩具刃物類として指定すべきということで、知事に答申したいと存じます。ご異議ございませんか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、異議なしということで全員のご意見をいただきましたので、第２部会からクロスボウを有害な玩具刃物類として指定すべきとして知事に答申します。

続いて、有害な玩具刃物類に関するエネルギーの表記についてです。資料の説明を事務局からお願いします。

事務局　　　　**資料３「有害な玩具刃物類に関するエネルギーの表記について」、参考資料２「既に指定されている青少年に有害な玩具類（弾丸、矢等を発射するもののみ）」を説明**

部会長　　　　それでは、今の説明についてご意見等はございますか。

委　員　　　　まったく問題ないと思います。

部会長　　　　特にご意見がございませんようですので、ご説明の通り進めていただきたいと思います。以上で、本日の議事は終了させていただきます。どうもありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

青少年課長　　青少年課長の宮前でございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、八山部会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。部会長はじめ委員の皆様におかれましては、本日は限られた時間の中でご審議いただき、貴重なご意見を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日の議題につきまして、まず指定が遅いとお叱りを受けました。これにつきましては、大阪府内に販売店舗がなく、インターネットが主流という状況でしたので、インターネット販売を条例で規制できるかについて時間かけて勉強させていただいておりました。申し訳ございません。

また、もっと広く範囲を広げてはというご意見を賜りました。これにつきましては、先ほどの説明と重複しますが、9月23日に警視庁がクロスボウの所持などに対する規制のあり方を議論する有識者会議を開催し、年末までにまとめる予定という報道がありました。大阪府といたしましては、インターネット経由で都道府県をまたがって購入された場合等、条例で規制するには限界があるため、法令による全国一律の規制が必要ではないかと考えております。ただし模倣犯と思われる事件もあることから、少なくとも青少年については青少年健全育成条例で早く有害玩具指定をしたいという思いです。全体への規制につきましては、今後の国の動きを注視したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたしま

す。
　本日いただきましたご意見を踏まえ、この後知事への答申その他事務手続きを進めさせていただき、10月中旬にはクロスボウを有害な玩具刃物類に指定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日委員の皆様におかれましてはコロナ禍で大変なこの時期にも関わらず、また、何度もお時間いただき、ご意見賜りまして、本当にありがとうございました。それではこれをもちまして、令和２年度第１回青少年審議会第２部会を終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。